

宗議会議員選挙条例

(1991年6月29日条例公示第4号)

- 改正
- ①1993年6月21日条例公示6
 - ②1997年6月13日条例公示3
 - ③2000年6月27日条例公示1
 - ④2004年6月28日条例公示2
 - ⑤2005年6月28日条例公示2
 - ⑥2006年6月28日条例公示1
 - ⑦2007年6月28日条例公示2
 - ⑧2008年6月27日条例公示1
 - ⑨2009年6月29日条例公示1
 - ⑩2013年6月28日条例公示1
 - ⑪2016年6月24日条例公示3
 - ⑫2017年6月28日条例公示2
 - ⑬2018年6月25日条例公示1
 - ⑭2018年6月25日条例公示3
 - ⑮2020年6月25日条例公示1
 - ⑯2021年6月30日条例公示1
 - ⑰2021年6月30日条例公示2
 - ⑱2022年6月28日条例公示1
 - ⑲2023年6月30日条例公示1
 - ⑳2024年6月28日条例公示3

第1章 選挙資格及び被選挙資格

(選挙資格)

第1条 教師は、選挙資格を有する。

(被選挙資格)

第2条 選挙資格を有する年齢25歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当する者は、被選挙資格を有する。

- (1) 住職及び教会主管者
- (2) 自らが所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者の代務者
- (3) 自らが所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得た教師

2 前項第3号の同意は、選挙発令の都度得るものとする。

3 前項の同意は、取り消すことができない。

4 第2項の同意は、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者に異動があっても、失効しない。

5 住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者は、第1項第3号に定める同意ができないときは、そのことを証する書類を作成し、当該寺院又は教会の代表役員以外の責任役員（被選挙資格を得ようとする本人を除く。）及び総代全員の署名押印を得、本人へ提示しなければならない。ただし、非法人教会にあっては、総代全員の署名押印とする。

(中央選挙管理委員会への不服審査請求)

第2条の2 前条第1項第3号の同意が得られないことに対して不服のある者は、選挙の期日から数えて前13日までに、文書をもって選挙区の選挙管理会を経由して、中央選挙管理委員会に審査の請求をすることができる。この場合、審査の請求は、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者から同意を得られない本人に限る。

2 前項により審査の請求をするときは、前条第5項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、書類の提示がない場合は、審査請求書にその旨を明記するものとする。

(請求の判定)

第2条の3 前条による請求があったときは、中央選挙管理委員会は、選挙の期日から数えて前10日までに判定しなければならない。

2 前項の判定の結果は、当該選挙区の選挙管理会を経由して、申立人及び申立人が所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者に通知するものとする。

(選挙資格を有しない者)

第3条 次の各号に掲げる者は、選挙資格を有しない。

(1) 謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

(2) 本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(被選挙資格を有しない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、被選挙資格を有しない。

(1) 住職代務者又は教会主管者代務者を置いている寺院又は教会の住職又は教会主管者

(2) 宗務総長及び参務を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者で、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

(3) 選挙資格を有する選挙区である教区の教務所長の職にあった者で、その職を退いた日から、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までに1年を経過しない者

(4) 選出教区会議員、組長、副組長及び査察委員であった者で、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

- (5) 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員であった者で、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

第2章 選挙に関する区域

(選挙区)

第5条 選挙は、それぞれ各選挙区において行う。

- 2 選挙区の名称、区域及び各選挙区において選挙する議員の数は、別表第1で定める。

(投票区)

第6条 選挙区に、一箇又は数箇の投票区を設ける。

- 2 投票区の名称、区域及び第56条に定める投票所を設置する地域は、別表第2で定める。ただし、別表第2で定める投票所を設置する地域に投票所を設置することができない場合、投票管理者は、選挙区の選挙管理会の許可を得て、別の地域に設置することができる。

- 3 選挙区の選挙管理会は、前項ただし書により投票所を設置したときは、遅滞なく投票区内の選挙人に通知するとともに中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(投票に関する区域)

第6条の2 選挙の投票は、僧籍のある寺院又は教会が所在する選挙区においてこれを行う。

第3章 中央選挙管理委員会及び選挙管理会 (中央選挙管理委員会)

第7条 宗務所に中央選挙管理委員会を置く。

- 2 中央選挙管理委員会は、5人の選挙管理委員で組織する。
- 3 中央選挙管理委員会は、この条例の定めるところにより、選挙に関する全般の事務並びに判定及び決定を行う他、この条例の適正な運用と選挙人及び被選挙人に対する公正な選挙の啓発を図るため、内局に意見を具申することができる。

(委員及び補充員の選定)

第7条の2 中央選挙管理委員会の委員及び2人の補充員は、参与会の同意を得て、宗務総長が委嘱する。

- 2 選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、宗議会議員、選出教区会議員、組長、副組長、査察委員及び選挙事務に従事する宗務役員並びに審問院の宗務役員の役職にある者は、中央選挙管理委員会の委員及びその補充員になることができない。

(会長)

第7条の3 中央選挙管理委員会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、中央選挙管理委員会を代表し、その議長となる。

- 3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第7条の4 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員の任期は、4年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(失職)

第7条の5 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員は、第7条の2第2項に定める役職に就いたときは、委員の職を失う。

- 2 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員は、他の委員の合議により、心身の故障のため職務を執行することができずと決定され、又は職務上の義務に違反し、その他中央選挙管理委員会の委員たるに適しない非行があったと決定されたときは、退任する。この場合、決定に不服のあるときは、決定の日から20日以内に審問院に提訴することができる。

- 3 前項による提訴をしたときは、審問院の判定があるまでは、その地位を失わない。ただし、その職務を執行することはできない。

(辞職)

第7条の6 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員がその職を辞するときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(委員の欠員)

第7条の7 中央選挙管理委員会の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからこれを補欠しなければならない。

(会議)

第7条の8 中央選挙管理委員会は、会長が招集する。

- 2 中央選挙管理委員会は、会長及び委員3人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 中央選挙管理委員会の議事は、会長を除く委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務)

第7条の9 中央選挙管理委員会の事務は、中央選挙管理委員会事務局が行う。

(選挙管理会)

第8条 各選挙区に選挙管理会を置く。

- 2 各選挙区の選挙管理会は、4人の選挙管理委員と選挙管理事務長で組織する。

- 3 選挙管理会は、この条例の定めるところによ

り、その当該選挙区の選挙に関する事務を行う。
(選挙管理会の委員及び補充員の選定)

第9条 選挙管理会の委員及び3人の補充員は、当該選挙区において選挙資格を有する者のうちから、教区会参事会（教区会参事会を設置しない教区においては教区会とする。以下同じ。）の同意を得て、教務所長が委嘱する。

2 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、宗議会議員、選出教区会議員、査察委員、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者は、選挙管理会の委員及びその補充員になることができない。

(会長)

第10条 選挙管理会に選挙管理会長（以下「会長」という。）を置き、選挙管理会の委員が互選する。

2 会長は、選挙管理会を代表し、その議長となる。
3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した選挙管理会の委員がその職務を代理する。

(選挙管理事務長)

第11条 選挙管理事務長は、当該教区の教務所長をこれに充てる。ただし、宗務総長が特別の必要があると認めるときは、当該教区の教務所長以外の宗務役員のうちから選挙管理事務長を命ずるものとする。

2 選挙管理事務長は、選挙に関する一切の事務をつかさどる。
3 選挙管理事務長が欠けたとき又は事故があるときは、宗務総長は、宗務役員のうちから選挙管理事務長を命ずる。

(任期)

第12条 選挙管理会の委員及びその補充員の任期は、4年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(失職)

第13条 選挙管理会の委員及びその補充員は、選挙資格を失ったとき及び第9条第2項に定める役職に就いたときは、委員の職を失う。

2 選挙管理会の委員及びその補充員は、他の委員の合議により、心身の故障のため職務を執行することができないと決定され、又は職務上の義務に違反し、その他選挙管理会の委員たるに適しない非行があったと決定されたときは、退任する。この場合、決定に不服のあるときは、決定の日から20日以内に審問院に提訴することができる。

3 前項による提訴をしたときは、審問院の判定

があるまでは、その地位を失わない。ただし、その職務を執行することはできない。

(辞職)

第14条 選挙管理会の委員及びその補充員がその職を辞するときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(委員の欠員)

第15条 選挙管理会の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからこれを補欠しなければならない。

2 選挙管理事務長は、選挙管理会の委員及びその補充員が決定したとき及び異動があったときは、これを告示し併せて中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(会議)

第16条 選挙管理会は、会長が招集する。

2 選挙管理会は、会長と2人以上の委員及び選挙管理事務長が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選挙管理会の委員は、他の委員の合議により、議事に参与することが適当でないと決定された事案については、その議事に参与することができない。ただし、選挙管理会の同意を得たときは、会議に出席して発言することができる。

(表決)

第17条 選挙管理会の議事は、会長を除く委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 選挙管理事務長は、選挙管理会の決定について法規上の疑義があると認めるときは、中央選挙管理委員会の解釈を求めることができる。

(事務)

第18条 選挙管理会の庶務は、教務所が行う。

第4章 有権者名簿

(有権者名簿の作成)

第19条 中央選挙管理委員会は、毎年7月1日を基準日として、選挙区ごとに有権者名簿を作成する。

2 有権者名簿には、選挙資格を有する者（以下「有権者」という。）の氏名、生年月日、所属寺院・教会の名称及び所在地を記載する。

(有権者名簿の縦覧)

第19条の2 中央選挙管理委員会は、前条により作成した有権者名簿の謄本を各選挙区の選挙管理会に送付して、7月15日から8月20日までの間、教務所において、これを縦覧させなければならない。

2 中央選挙管理委員会は、第30条による総選挙が行われる年に、寺院又は教会ごとの有権者

明細書を作成し、これを寺院又は教会に送達するものとする。

(中央選挙管理委員会への異議の申立)

第19条の3 有権者が有権者名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、文書をもって選挙区の選挙管理会を經由して、中央選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

(申立に対する決定)

第19の4 中央選挙管理委員会は、前条の申立
が正当であると決定したときは、直ちに有権者
名簿を訂正し、その旨を申立人及び本人にすみ
やかに選挙区の選挙管理会を經由して通知する
とともに、当該選挙区の選挙管理会に通達して、
有権者名簿の謄本の訂正を求めるものとする。

2 中央選挙管理委員会は、前条の申立が正当で
ないと決定したときは、選挙区の選挙管理会を
經由して、その旨を申立人に通知しなければな
らない。

(審問院への異議の申立)

第20条 前条の規定による決定に不服のある申
立人は、その決定の通知を受け取った日から数
えて10日以内に中央選挙管理委員会を相手と
して、選挙区の選挙管理会を經由して審問院に
異議の申立をすることができる。

2 審問院は、前項の異議申立書を受理したとき
は、すみやかにその裁決をしなければならない。

3 審問院の裁決については、不服の申立をする
ことができない。

(有権者名簿の訂正)

第20条の2 中央選挙管理委員会は、審問院の
裁決により有権者名簿を訂正しなければならない
ときは、これを訂正し、その旨を当該選挙区
の選挙管理会を經由して申立人及び本人に通知
するとともに、当該選挙区の選挙管理会に通達
して、有権者名簿の謄本の訂正を求めなければ
ならない。

(有権者名簿の閲覧)

第21条 中央選挙管理委員会は、第19条の2
第1項に定める有権者名簿の縦覧期間が終った
後に、特定の者が有権者であるかどうかの確認
のために有権者名簿の閲覧を求める者があると
きは、選挙区の選挙管理会をして教務所におい
て有権者名簿の謄本を、閲覧させなければならない。

(有権者名簿の再作成)

第22条 中央選挙管理委員会は、災害その他避
けられない事故により必要があるときは、更に
有権者名簿及び有権者名簿の謄本を作成しな
なければならない。

第5章 選挙人名簿

(選挙人名簿の作成及び縦覧)

第23条 中央選挙管理委員会は、第30条、第3
1条、第33条及び第34条第1項第3号から第
5号までによる選挙が行われる場合、選挙の期日
から数えて前26日を基準日として当該選挙のた
めの選挙人名簿(以下「名簿」という。)を組ご
とに作成しなければならない。名簿に記載された
者を選挙人という。

2 名簿には、選挙人の氏名、生年月日、所属寺
院・教会の名称及び所在地を記載する。

3 中央選挙管理委員会は、第1項によって作成
した名簿の謄本を、各選挙区の選挙管理会に送
付して、選挙の期日から数えて前22日から4
日間、教務所において、これを縦覧させなければ
ならない。

(中央選挙管理委員会への異議の申立)

第23条の2 選挙人が名簿に脱漏、誤載又は誤
記があると認めるときは、文書をもって選挙区
の選挙管理会を經由して、中央選挙管理委員会
に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、名簿縦覧期間内に行わ
なければならない。

(申立に対する決定)

第23条の3 中央選挙管理委員会は、前条の申
立に対し、その申立が正当であるかないかを選
挙の期日から数えて前16日までに決定しなけ
ればならない。

2 申立を正当であると決定したときは、直ちに
名簿を訂正しなければならない。申立を正当で
ないと決定したときは、選挙区の選挙管理会を
經由して、その旨を申立人に通知しなければな
らない。

3 中央選挙管理委員会は、前項により名簿に異
動を生じたときは、当該選挙区の選挙管理会を
經由して、その旨を申立人及び本人にすみやか
に通知するとともに、当該選挙区の選挙管理会
に通達して、名簿の謄本の訂正を求め、併せて
これを告示させなければならない。

(審問院への異議の申立)

第24条 前条の規定による決定に不服のある申
立人は、その決定の通知を受けとった日から数
えて5日以内に中央選挙管理委員会を相手とし
て、選挙区の選挙管理会を経て審問院に異議の
申立をすることができる。

2 審問院は、前項の異議申立書を受理したとき
は、すみやかにその裁決をしなければならない。

3 審問院の裁決については、不服の申立をする
ことができない。

(名簿の削除)

第25条 中央選挙管理委員会は、名簿作成の基準日の翌日以後に選挙人の死亡又は帰俗等による僧籍削除を確認したときは、名簿からこれを削除しなければならない。ただし、第74条の規定による不在者投票をした者及び第79条から第82条までの規定による郵便投票であって第85条第1項に規定する郵便投票受付簿に記載した者については、これを削除してはならない。

2 中央選挙管理委員会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該選挙区の選挙管理会に対して名簿の謄本から削除させなければならない。

(名簿の補正)

第26条 中央選挙管理委員会は、名簿作成の基準日の翌日以後に、次の各号に掲げる変更又は移転があったときは、名簿を補正しなければならない。

- (1) 選挙人が氏名を変更したとき
- (2) 選挙人が同組内において所属する寺院・教会を移転したとき
- (3) 寺院・教会が名称を変更したとき
- (4) 寺院・教会の所在地名に変更があったとき
- (5) 寺院・教会が同組内において所在地を変更したとき

2 中央選挙管理委員会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該選挙区の選挙管理会に対して名簿の謄本を補正させなければならない。

(名簿の訂正)

第27条 中央選挙管理委員会は、審問院の裁決により名簿を訂正しなければならないときは、これを訂正し、その旨を当該選挙区の選挙管理会を経由して申立人及び本人に通知するとともに、当該選挙区の選挙管理会に通達して、名簿の謄本の訂正を求め、告示させなければならない。

(名簿の閲覧)

第28条 中央選挙管理委員会は、第23条に定める名簿の縦覧期間が終った後に、特定の者が選挙人であるかどうかの確認のために名簿の閲覧を求める者がいるときは、選挙区の選挙管理会をして教務所において名簿の謄本を、閲覧させなければならない。

(名簿の情報の提供)

第28条の2 中央選挙管理委員会は、第37条に規定する手続きを経て議員候補者となった者が、自らの選挙運動のために名簿の情報の提供を求めたときは、当該選挙運動以外に使用しないことを誓約させたうえで、選挙区の選挙管理会をして必要な名簿の情報を提供することができる。

(名簿の再作成)

第29条 中央選挙管理委員会は、災害その他避けられない事故により必要があるときは、更に名簿及び名簿の謄本を作成しなければならない。

第6章 選挙

(総選挙)

第30条 総選挙は、議員の任期満了の日の翌日が月曜日以外である場合は直前の月曜日に、月曜日である場合はその日に、これを行う。ただし、特別の事情があるときは、任期満了の日から前後6日以内に行うことができる。

2 宗議会の開会中に任期満了する場合の総選挙は、宗議会閉会の日から35日以後40日以内に行うことができる。

(解散による総選挙)

第31条 宗議会が解散された場合の総選挙は、前条の規定にかかわらず解散の日から35日以後40日以内に行わなければならない。

(欠員の補充)

第32条 総選挙の日から1年以内に議員に欠員ができたときは、選挙を行わないで直ちに選挙区の選挙管理会を開いて、第104条第2項の規定による得票者であって当選人とならなかった者のうちから、得票の順位によって、これを補充するものとする。

(補欠選挙)

第33条 前条の規定によって、議員の欠員を補充することができないとき又は総選挙の日から1年を超えた後に欠員ができたときは、欠員のできた日から60日以内に補欠選挙を行う。ただし、議員の任期満了前の真宗大谷派宗憲第26条第1項による宗議会が終わった後は、欠員15人に達するまでは、補欠選挙を行わない。

(再選挙)

第34条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、更に選挙を行う。ただし、第32条の規定により当選人を定めることができるときは、この限りでない。

- (1) 議員候補者の数がその選挙区の議員の定数に満たないとき
- (2) 当選人のないとき又は当選人がその選挙区の議員の定数に達しないとき
- (3) 当選人が被選挙資格を失ったとき又は死亡したとき
- (4) 選挙の効力に関する異議の裁決又は判定の結果選挙無効となったとき
- (5) 当選の効力に関する異議の判定の結果当選無効となったとき

2 第113条及び第114条の規定による異議

申立の期間中は、前項の規定による選挙を行うことができない。その申立の繫属中もまた同様である。ただし、当選人の死亡による再選挙は、この限りでない。

- 3 第1項の規定によって選挙を行う場合、その事由が、第1項第1号、第2号前段及び第4号のいずれかに該当するときは、その選挙で選出する議員の定数について、第2号後段、第3号及び第5号のいずれかに該当するときは、そのために欠けた数について、それぞれ行うものとする。

(選挙不能の処置)

- 第35条** 災害その他避けられない事故によって選挙を行うことができないときは、当該選挙区の選挙管理会は、その旨を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。この場合には改めて選挙を行う。

(選挙の期日の発令及び告示)

- 第36条** 選挙の期日は、第111条第4項の場合を除き、宗務総長がこれを定め、少なくとも選挙の期日から数えて前25日までに発令し、発令の日から数えて2日以内に選挙区の選挙管理会に、選挙の期日、名簿の縦覧期間、異議の申立期間、立候補の届出期間及び選挙運動の期間を告示させなければならない。

- 2 第30条第2項、第31条、第33条及び第34条の規定による選挙の期日の発令は、その選挙を行うべき事由の生じた日から数えて少なくとも7日を経た後に行うものとする。

第7章 議員候補者

(立候補)

- 第37条** 被選挙資格を有する者で議員候補者(以下「候補者」という。)になろうとする者は、選挙の期日から数えて前15日から3日以内に、その旨を選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。

- 2 前項による立候補の届出期間の立候補受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後4時までとする。

- 3 第2条第1項第3号に該当する者が候補者になろうとする場合の届出は、自らが所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の被選挙資格同意書を添付しなければならない。

- 4 選挙人が被選挙資格を有する他人を候補者にしようとするときは、第1項及び第2項に定める期間内に、本人の承諾書を添えて、その推薦届をすることができる。推薦届を出す者は、その選挙区の者に限る。ただし、第2条第1項

第3号に該当する者を候補者にしようとするときは、被選挙資格同意書を添付しなければならない。

- 5 前項の推薦届出人になった者は、その選挙で候補者になることができない。ただし、その推薦した候補者が死亡した場合は、この限りでない。

- 6 立候補の届出の締切の日時に至って、候補者がその選挙区の議員の定数に満たないとき又は満たなくなったときは、定数に達するまで立候補の届出又は推薦届出をすることができる。ただし、その届出は、選挙の期日の前日までに限る。

- 第37条の2** 第2条の2による不服審査請求が、中央選挙管理委員会で受理されたときは、前条第1項及び第4項に規定する議員候補者になることができる。ただし、中央選挙管理委員会の判定により、その請求が棄却されたときは、その資格を失う。

(候補辞退)

- 第38条** 候補者を辞しようとするときは、選挙の期日から数えて前10日までに、選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。ただし、推薦による候補者は、推薦届出人の同意書を添付しなければならない。

- 2 候補者は、前項に定める期日を過ぎた後は、辞退することができない。

(候補者の告示)

- 第39条** 選挙区の選挙管理会は、立候補の届出の都度、直ちに告示しなければならない。

- 2 選挙区の選挙管理会は、候補辞退の届出のあったとき又は候補者が被選挙資格を失い若しくは死亡したことを知ったときは、その都度直ちに告示しなければならない。

- 3 選挙区の選挙管理会は、前2項の告示を行ったときは、直ちに投票管理者にその旨を通知しなければならない。

(供託金)

- 第40条** 候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、候補者1人につき現金で30万円を選挙区の選挙管理会に供託しなければならない。

- 2 供託金は、異議申立の繫属中のものでない限り、選挙の期日から数えて21日以後に返還する。

- 3 候補者が辞退したとき及び候補者の得票数が第104条第2項に定める数に達しないときは、供託金は、本派に帰属する。ただし、候補者が死亡又は被選挙資格を失った場合若しくは第37条の2ただし書により候補者の資格を失った場合はこの限りでない。

第8章 選挙運動

(運動の期間)

第41条 選挙運動は、第37条の届出をした後から、選挙の期日から数えて前5日まででなければすることができない。

(選挙運動者)

第42条 選挙運動は、候補者、推薦届出人、選挙事務長（以下「事務長」という。）及び選挙運動員（以下「運動員」という。）でなければすることができない。

(事務長)

第43条 候補者又は推薦届出人は、その選挙区の有権者のうちから、事務長1人を置くことができる。ただし、自ら事務長となることを妨げない。

2 候補者又は推薦届出人は、事務長の氏名及び置いた期日を連署して遅滞なく選挙区の選挙管理会に届け出なければならぬ。その異動のあったときもまた同様である。

(選挙事務所)

第44条 候補者又は推薦届出人は、選挙事務所を設けたときは、設置の期日及び所在地を、直ちに選挙区の選挙管理会に届け出なければならぬ。その異動のあったときもまた同様である。

2 選挙事務所は、1投票区に1カ所を超えてはならない。

(運動員)

第45条 候補者又は推薦届出人は、その選挙区の有権者のうちから運動員を置くことができる。

2 運動員の数は、立候補の届出が第37条第1項による場合は5人、同条第4項による場合は4人を、それぞれ超えてはならない。

3 候補者又は推薦届出人は、運動員を置いたときは、その氏名及び期日を本人の承諾書を添えて遅滞なく選挙区の選挙管理会に届け出なければならぬ。その異動のあったときもまた同様である。

(事務長・運動員の転属禁止)

第46条 事務長及び運動員はその選挙で他の候補者の事務長及び運動員になることができない。事務長及び運動員を退いた後もまた同様である。

(役職にある者の運動禁止)

第47条 次の各号に掲げる者は、選挙運動をすることができない。

(1) 候補者である宗務総長及び参務であって、自らのための選挙運動をする者を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者

(2) 組長、副組長及び査察委員

(3) 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員

2 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者は、その地位を利用して、これらの役職にある者に対し、選挙運動をし又はさせてはならない。

(禁止行為)

第48条 何人も、選挙に関し、次の各号に掲げる行為をし、若しくはさせてはならない。

(1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人の宅又は居所を訪問し、若しくは呼び出すことにより選挙権行使の自由を妨げる如き行為をすること

(2) 第42条に定める選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、第1号にいう目的と同じ目的で、郵便、電報、その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示すること

(3) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説会を開き及び法要その他の集会で演説又は勧誘をすること

(4) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説を妨害し又は選挙の自由を妨害すること

(5) 第1号にいう目的と同じ目的で、候補者の身分又は経歴に関して、虚偽の事項を公にすること

(6) 第1号にいう目的と同じ目的で、金品を贈与し、及びこれを受け、若しくは供与をし、及びこれを受け並びにこれらを約束、申込又は承諾すること

(7) 第1号にいう目的と同じ目的で、身分又は財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込又は約束をすること

(8) 候補者たること若しくは候補者になろうとすることをやめさせる目的で、候補者若しくは候補者になろうとする者に対し又は当選を辞させる目的で、当選人に対し及びこれらの目的でそれぞれの所属する寺院、教会に対し前2号の行為をすること

(9) 第1号にいう目的と同じ目的で、選挙人の所属する寺院、教会に対し金品を贈与すること

(10) 選挙運動をすることができない者に運動行為をさせること

(11) 選挙人に、投票のために便宜を供与すること

(12) 候補者となるべき者若しくは議員となるべき候補者を予想するための人気投票又は予選をすること及びその結果に基づいて選挙の自由を妨害すること

(選挙公報)

第49条 選挙区の選挙管理会は、別に定める様式により選挙公報を調製し、選挙の期日から数えて前8日までに選挙人に配布しなければならない。

2 選挙公報には、次の各号について候補者に原稿の提出を求めて掲載するものとする。

- (1) 議員候補者の氏名
- (2) 議員候補者の所属の寺院・教会の名称及び所在地
- (3) 議員候補者の被選挙資格の区分
- (4) 立候補の趣意（候補者の経歴等を含み、1千字以内とする。）

3 候補者は、前項の原稿を選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に提出しなければならない。

4 選挙区の選挙管理会は、郵便投票を行う者の便に供するため、選挙公報を最善の方途をもって、送達することができる。

(立会演説会)

第50条 選挙区の選挙管理会は、候補者の数が選挙区の議員の定数を超過している場合であって、複数の候補者又は推薦届出人の要請があったときは、第48条第3号の規定にかかわらず、1選挙区に5回以内に限り、立会演説会を開くことができる。

2 立会演説会では、候補者が演説するものとする。ただし、第42条に定める者のうちで、代理させることができる。

(個人演説会)

第50条の2 候補者又は推薦届出人は、第48条第3号の規定にかかわらず、第37条の届出をした後から、選挙の期日から数えて前5日までに選挙区の選挙管理会に届け出て、5回以内に限り、個人演説会を開くことができる。

2 個人演説会では、候補者が演説するものとする。ただし、第42条に定める者のうちで、代理させることができる。

(運動の取締)

第51条 選挙区の選挙管理会は、事務長及び運動員の資格並びに事務所及び運動員の数について違反があると認めるときは、候補者又は推薦届出人にその解任又は閉鎖を命じなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙運動の規定に違反する者を認めるときは、直ちにこれを停止しなければならない。

第9章 投票及び投票管理者

(選挙の方法)

第52条 選挙は、投票によって行う。

2 投票は1人1票に限る。

3 投票は、選挙人が選挙の期日に投票所に行き、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載して投票函に入れなければならない。

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(代理投票)

第52条の2 身体の故障により、自ら当該選挙の候補者の氏名を記載することができない選挙人は、前条第3項の規定にかかわらず、投票管理者の許可を得て代理投票をすることができる。

2 前項の場合においては、投票管理者は、投票立会人の中から当該選挙人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者1人の氏名を記載させ、他の1人をこれに立会わせなければならない。

3 前2項の規定は、第74条に規定する不在者投票においてもこれを適用する。この場合、「投票管理者」とあるのは「選挙管理事務長」と読み替え、「投票立会人」とあるのは「会長、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員のうち2人」とする。

(秘密保持)

第53条 選挙人は、何人に対してもその投票をした被選挙人の氏名を述べる義務を有しない。

2 前条の規定により、代理投票に関与した者は、この投票により知り得た被選挙人の氏名を何人に対しても口外し、若しくは公表してはならない。

第54条 削除

(投票管理者)

第55条 選挙区の選挙管理会は、投票区に投票管理者を置き、投票に関する事務を担当させなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙の期日から数えて前11日までに、その投票区の組長及び副組長のうちから投票管理者を指定しなければならない。ただし、特段の事情によって、その投票区の組長及び副組長のうちから投票管理者を指定できない場合は、その投票区内の選挙運動に関係のない選挙人のうちから、投票管理者を指定することができる。

3 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員は、投票管理者になることができない。

4 選挙区の選挙管理会は、投票管理者に事故があるときは、直ちに第2項に準じて代理人を指定しなければならない。

(投票所)

第56条 投票管理者は、選挙の期日から数えて前9日までに投票所を定め、投票区内の選挙人に通知するとともに選挙区の選挙管理会に報告しなければならない。

- 2 選挙区が1つの投票区である場合の投票所は、教務所に設ける。
- 3 災害その他避けられない事故により投票所の変更を要するときは、投票管理者は、投票所を指定し、適切な方法ですみやかにこれを選挙人に通知し併せて選挙区の選挙管理会に報告しなければならない。
(投票立会人)

第57条 投票管理者は、その投票区内の選挙運動に関係のない選挙人のうちから、2人以上4人以内の投票立会人を定めて、選挙の期日から数えて前6日までに、本人に通知し併せて選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。

- 2 投票立会人が欠けたときは、投票管理者は、直ちに前項に準じてこれを補充しなければならない。
- 3 投票立会人は、正当の理由なくして辞することができない。

4 第55条第3項の規定は、投票立会人についても準用する。
(投票所の開閉)

第58条 投票所は、午前7時に開き、午後7時に閉じる。ただし、投票管理者は、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情のある場合に限り、選挙区の選挙管理会の許可を得て、予め投票所の開所時刻を1時間繰り下げ又は閉所時刻を1時間繰り上げて設定することができる。

- 2 投票管理者は、投票立会人2人以上の立会がなければ投票を開始し又は投票所を開いておくことができない。
- 3 投票管理者は、投票の当日、投票所の開かれていなければならない時刻において投票立会人が定数に満たないときは、直ちに前条第1項の規定に準じてこれを補充しなければならない。
- 4 第1項ただし書によって、投票所の開所時刻又は閉所時刻を変更する場合、第56条に定める投票所指定の通知に併せて投票区内の選挙人に周知しなければならない。

(投票の手續)

第59条 投票用紙は、投票所において、名簿の謄本の写し(以下「投票用名簿」という。)の対照を経て、選挙人1人について1枚に限り、交付する。

(投票不能者)

第60条 次の各号に掲げる者は、投票をすることができない。

(1) 第23条に定める名簿作成の基準日において選挙資格を有しない者

(2) 第23条に定める名簿作成の基準日において選挙資格を有していた者であっても、選挙の期日の当日(第74条の規定による不在者投票をした者については投票の当日、及び第79条から第82条までの規定による郵便投票をした者については第85条第1項に規定する郵便投票受付簿へ記載された日。)選挙資格を有しない者

(3) 名簿に記載されていても、その者が記載されることを得ない者

2 投票管理者は、投票用名簿に記載されていない者であっても、次の各号に該当する者があるときは、投票をさせなければならない。

(1) 名簿に記載されるべき旨の裁決書を提示したとき

(2) 第23条に定める名簿作成の基準日において選挙資格を有し、かつ選挙の期日においても選挙資格を有すると申し立て、それが正当であると選挙区の選挙管理会が認めるとき
(宣言投票)

第61条 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人であることを宣言させなければならない。宣言をしなかった者は、投票をすることができない。

(投票の拒否)

第62条 投票管理者は、前条の宣言がなされてもなお本人と確認し難いときは、投票立会人の意見を聞いて、投票を拒否することができる。投票立会人が異議を有する選挙人の投票についてもまた同様である。

(仮投票)

第63条 投票管理者は、第60条第2項及び前条の規定による決定に不服がある者がある場合は、投票申立書を提出させ、仮に投票をさせなければならない。

2 投票管理者は、前項によって提出された投票申立書の内容を、直ちに選挙区の選挙管理会に通報しなければならない。

3 第1項の投票は、選挙人がこれを封筒に入れて封緘し、自らその氏名を表面に記載して投票函に入れなければならない。

(退場者の投票)

第64条 第67条の規定により投票所外に退去せしめられた者は、最後になって投票すること

ができる。ただし、投票管理者が再び投票所の秩序を乱す虞がないと認めるときは、この限りでない。

(移動者の投票)

第65条 第23条に定める名簿作成の基準日の翌日以後に、選挙人が、所属する寺院・教会を他の組、他の教区へ移転した場合、選挙人は、名簿作成の基準日現在によって投票しなければならない。

(投票所出入者)

第66条 選挙人、投票管理者、投票立会人及び投票所の事務に従事する者でなければ投票所に入ることができない。

2 選挙人は、投票を終わったときは、直ちに投票所から退出しなければならない。

(投票所の秩序)

第67条 投票所において、演説討論をし若しくは喧嘩にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは、投票所外に退去せしめることができる。

(投票終了)

第68条 投票管理者は、投票所を閉じる時刻になったときは、その旨を告げて投票所の入口を閉じ、投票所にある選挙人の投票の終わるをまって、投票函を閉鎖しなければならない。

2 何人も、投票函を閉鎖した後は、投票をすることができない。

(投票函の送致)

第69条 投票管理者は、前条第1項の処置を終わったときは、投票函を別に定める方法により、開票の時刻までに選挙区の選挙管理会に送致しなければならない。この場合において、送致するまでの間の保管及び管理は、投票管理者がこれを行う。

(投票録)

第70条 投票管理者は、投票の日に投票録を作成し、投票所の閉所時点に立ち会っている投票立会人とともに署名押印しなければならない。

(投票録等の送致)

第71条 投票管理者は、投票録、残余の投票用紙、投票函の鍵及び投票用名簿を封筒に入れ、投票所の閉所時点に立ち会っている投票立会人とともに封緘押印し、別に定める方法により、開票の時刻までに選挙区の選挙管理会に送致しなければならない。この場合において、送致するまでの間の保管及び管理は、投票管理者がこれを行う。

(送致の遅延)

第72条 災害その他避けることができない事故のため、投票函並びに投票録等を入れた封筒を遅滞なく発送することができないときは、投票管理者は、すみやかに送致するための適切な処置をとらなければならない。

(投票函及び投票録等の保管)

第73条 選挙区の選挙管理会は、到達した投票函及び投票録等を入れた封筒を、包装封緘のまま開票の日まで厳重に保管しなければならない。

(不在者投票)

第74条 選挙人は、選挙の当日投票所に行くことができないときは、選挙の期日から数えて前4日から選挙の期日の前日までの間に、教務所において不在者投票をすることができる。

2 不在者投票をしたものは、これを変更することができない。

(不在者投票の立会)

第75条 選挙管理事務長のほか、会長、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員のうち2人は、前条の投票に立会わなければならない。選挙管理事務長に事故があるときは、予め指定した宗務役員に立会を代理させなければならない。

2 前条第1項の期間教務所の休日を廃する。

(不在者投票の方法)

第76条 不在者投票をしようとする選挙人は、第74条に定める期間に、午前7時から午後7時までの間に教務所に行き、投票用名簿の対照を経て、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載して特別投票函に入れなければならない。この場合、投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の特別投票函を、別に定める方法により、厳重に保管しなければならない。

(不在者投票の受付)

第77条 選挙区の選挙管理会は、不在者投票受付簿を備え、不在者投票をした者の氏名及びその所属する投票区、組、寺院・教会の名称並びに受付番号及び受付の日時を記載し、立会人の認印を得なければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙の期日の前日の午後7時に不在者投票の受付を締切らなければならない。

3 選挙管理事務長は、不在者投票受付簿の記載事項の末尾に、閉鎖の旨を記載して押印しなければならない。

(不在者投票者の宣言投票及び仮投票)

第78条 第61条及び第63条の規定は、不在

者投票についても準用する。この場合、「投票管理者」とあるは、「選挙管理事務長」と読み替えるものとする。

- 2 第60条第2項の規定に該当する場合についてもまた前項の規定に準ずる。

(郵便投票)

第79条 交通その他の事情により、選挙人が自ら投票所に行き投票し難い投票区に属する選挙人の投票は、郵便によりこれを行う。

- 2 前項による投票区は、別表第3で定める。

第80条 前条以外の投票区であって、交通その他の事情により、選挙人が自ら投票所に行き投票し難い寺院、教会に属する選挙人の投票は、郵便によりこれを行う。

- 2 前項による寺院、教会は、別表第4で定める。

第81条 選挙区の選挙管理会は、第79条及び前条以外の選挙人であって、宗務の都合によって自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をし難い選挙人が、選挙区の選挙管理会に申請し、その申請を正当と認めた場合、その選挙人に郵便による投票を許すことができる。

- 2 前項に該当する者は、選挙の発令後、選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に許可申請書を書留郵便にて送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもって、送達するものとする。

- 3 選挙区の選挙管理会は、第1項の許可をしたときは、直ちにその選挙人の所属する投票区の投票管理者にその旨を通知しなければならない。

第81条の2 選挙区の選挙管理会は、身体の故障により選挙人自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をし難い選挙人が、その事実を証明する書類を添付して、選挙区の選挙管理会に申請したときは、審査の上、その選挙人に郵便による投票を許すことができる。

- 2 前項の選挙人は、選挙の発令後、選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に許可申請書を書留郵便で送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもって、送達するものとする。

- 3 選挙区の選挙管理会は、第1項の許可をしたときは、直ちにその選挙人の所属する投票区の投票管理者にその旨を通知しなければならない。

第82条 第79条から第81条の2までの規定による投票を郵便投票という。

- 2 郵便投票を行うと定められた選挙人は、郵便によるほか投票をすることができない。

(郵便投票用紙の発送)

第83条 選挙区の選挙管理会は、郵便投票を行う選挙人に対して、投票用紙、投票用封筒及び郵便投票用封筒を選挙の期日から数えて前8日までに、書留郵便で送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人に対しては、最善の方途をもって、送達するものとする。

(郵便投票の方法)

第84条 郵便投票を行う選挙人は、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載し、投票用封筒に入れて封緘し、更に郵便用封筒に入れて封緘し、その裏面に住所、氏名、所属の組、寺院・教会の名称を記載して、選挙区の選挙管理会に対し、自ら書留郵便で送達しなければならない。ただし、第81条の2によって郵便投票を許可された選挙人であって、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載できない選挙人は、その記載及び送達を他の者に代行させることができる。

- 2 前項本文の送達について、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもって、送達するものとする。

(郵便投票の受付)

第85条 選挙区の選挙管理会は、郵便投票受付簿を備えて、郵便投票の到着の都度、当該発信人の氏名及びその所属する投票区、組、寺院・教会の名称並びに受付番号及び受信の日時を記載し、選挙管理事務長が押印の後、封緘のまま特別投票函に入れなければならない。

- 2 選挙区の選挙管理会は、選挙の日の午後7時に郵便投票の受付を締切らなければならない。

- 3 選挙管理事務長は、郵便投票受付簿の記載事項の末尾に、閉鎖の旨を記載して押印しなければならない。

(無効郵便投票)

第86条 次の各号に掲げる郵便投票は、無効とする。

- (1) 前条第2項の受付締切後到着したもの
- (2) 所定の封筒を用いないもの
- (3) 書留郵便で送達可能な地域に居住する選挙人が書留郵便以外の方法で送達したもの
- (4) 封筒に発信人の氏名の記載のないもの
- (5) 発信人の氏名の判明し難いもの
- (6) 書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人が最善の方途で送達しなかったもの

- 2 前項の判定は、選挙区の選挙管理会が行う。

- 3 無効郵便投票は、直ちにその旨を封筒に記載して、封緘のまま別に保存しなければならない。

(再投票)

第87条 災害その他避けることのできない理由で投票を行うことができないとき、その他更に投票を行う必要があるときは、投票管理者は、直ちにその旨を選挙区の選挙管理会に報告しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の報告を受けたときは、別に期日を定めて投票を行わせなければならない。その期日は、報告を受けた日から20日以内でなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前項の投票期日を投票管理者に通知し、遅くともその7日前までに投票区内に告知させなければならない。

(無投票)

第88条 候補者の数が選挙区の議員の定数を超えないとき、若しくは超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合、選挙区の選挙管理会は、その旨を告示し、併せてこれを投票管理者に通知しなければならない。

3 投票管理者は、前項の通知を受けたときは、その旨を投票区の寺院、教会に周知するため、適切な処置をとらなければならない。

(投票用紙及び封筒)

第89条 投票用紙、郵便投票用封筒及び投票用封筒は、別に定める様式による。

2 前項の投票用紙及び封筒は、選挙の期日の発令前に予め中央選挙管理委員会から選挙区の選挙管理会に送付しておかななければならない。

(投票用紙の配布)

第90条 選挙区の選挙管理会は、投票用紙を、少なくとも投票の前日までに到達するように、投票管理者に送付しなければならない。ただし、第88条の規定に該当する場合はこの限りでない。

第10章 開票及び当選人の決定

(開票)

第91条 開票は、選挙区の選挙管理会が開票所で行う。

(期日)

第92条 開票は選挙の期日から数えて4日以内に行う。

2 選挙区の選挙管理会は、開票を行う日時を定め、選挙の期日から数えて前11日までに、これを告示しなければならない。

3 災害その他避けられない事故のため、前項の規定により定めた期日に開票を行うことができないときは、選挙区の選挙管理会は、更に期日を定め、すみやかにこれを周知させるため適切な処置をとらなければならない。

(開票所)

第93条 開票所は、教務所に設ける。

2 災害その他避けられない事故のため、教務所に設けることができないときは、選挙区の選挙管理会は、更に開票所を設置する場所を定め、すみやかにこれを周知させるため適切な処置をとらなければならない。

(開票の開始)

第94条 開票は、第69条及び第71条の規定による投票函及び投票録等がすべて到達しなければ行うことができない。

2 開票は、会長、選挙区の選挙管理会の委員全員及び選挙管理事務長が出席しなければならない。

(開票の参観)

第95条 選挙人は、選挙区の選挙管理会の許可を得て、開票を参観することができる。

(投票函及び投票録の点検)

第96条 選挙区の選挙管理会は、開票の当日開票所において各投票区ごとに投票函及び投票録を点検し、異状を認めるときは、その投票区の選挙又は投票の効力を判定しなければならない。

第97条 選挙区の選挙管理会は、前条以外の投票区及び前条により選挙又は投票が有効であると判定した投票区ごとに、投票函及び投票録を点検し、第60条、第63条及び第65条の規定に違反した投票のある投票区の投票函及び投票録は、これをそのまま保管しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項に該当しない投票区の投票函を開いて、仮投票の封筒の数と投票録に記載されている数との相違の有無を点検し、相違のあるときは、その投票区の投票及び投票録は、別に保管しなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前項に該当しない投票区の仮投票の封筒を点検し、それぞれ投票申立書と照合してその効力を点検し、第60条、第63条及び第65条の規定に違反した投票は、これを受理することができない。

4 選挙区の選挙管理会は、前項の規定によって受理しないと決定した投票は、投票として扱われないで、そのまま別に保管しなければならない。

(投票数の点検)

第98条 選挙区の選挙管理会は、第96条、前条第1項及び第2項の規定に該当しない投票区ごとに、前条によって受理を決定した仮投票の封筒を開封し、その投票区の他の投票とともに投票録に対照して、それぞれの投票の数と投票者の数(前条により受理と決定された仮投票をした者を含む。)との相違を点検しなければならない。この場合において、仮投票の開封の結

果、投票1票のほかにも他のものが封入されていたときは、前条第4項の規定を準用する。

- 2 選挙区の選挙管理会は、前項の点検の結果、投票が投票者の数より多いときは、その投票区の投票は、そのまま別に保管しなければならない。
(不在者投票の点検)

第99条 選挙区の選挙管理会は、不在者投票受付簿と特別投票函を点検し、異状を認めた場合は、これをそのまま保管しなければならない。

- 2 選挙区の選挙管理会は、前項の点検の結果異状がないと認めるときは、特別投票函を開いて、不在者投票受付簿と投票用紙の数との相違を点検し、投票が投票者の数より多いときは、その投票を別に保管しなければならない。

(郵便投票の開封)

第100条 選挙区の選挙管理会は、郵便投票受付簿と郵便投票とを対照して、異状の有無を点検しなければならない。

- 2 選挙区の選挙管理会は、前項の点検の結果、郵便投票受付簿に記載されていない投票及び第84条の規定に違反した投票は、これをそれぞれ別に保管しなければならない。

- 3 選挙区の選挙管理会は、前項の規定に該当しない郵便投票の郵便封筒を開封し、投票用封筒を開封しないで1箇の投票函に入れなければならない。

(開票)

第101条 選挙区の選挙管理会は、前3条の点検の結果、異状を認めない投票を混交して、これを開票し、その効力を判定しなければならない。

- 2 選挙区の選挙管理会は、第97条第1項又は第2項若しくは第98条第2項の規定に該当した投票区の投票を、第97条第2項から第4項まで、第98条第1項及び前項の規定に準じて開票し、その効力を判定しなければならない。

- 3 選挙区の選挙管理会は、第99条第2項の規定による不在者投票及び第100条第2項の規定による郵便投票を、前各項の規定に準じて開票し、その効力を判定しなければならない。

- 4 前3項の投票は、これをそれぞれ別に保管しなければならない。

(投票効力の判定)

第102条 投票の効力は、選挙区の選挙管理会が判定する。

- 2 前項の判定に対しては、開票所においては異議を申立てることができない。

(無効投票)

第103条 次に掲げる各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 議員候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 2人以上の議員候補者の氏名を記載したもの
- (4) 議員候補者の氏名のほかに他のことを記載したもの。ただし、職名・身分・敬称の類を記載したものは、この限りでない。

- (5) 議員候補者の氏名を記載しないもの

- (6) 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

- 2 前項第6号の判定については、前条の規定を適用する。

(当選人の決定)

第104条 選挙区の選挙管理会は、各候補者について有効得票数を合計し、有効投票の最多数を得たものから当選人を定める。

- 2 その選挙区の議員の定数で投票の総数(第97条第3項及び第98条第1項後段の規定に該当する投票を含まない。)を除いて得た数の4分の1以上の有効得票数がないものは、当選人とすることができない。

- 3 当選人及び次点者の順位は、有効得票数の多いものを先順位とし、有効得票数が同じときは、選挙区の選挙管理会がくじで定める。

- 4 次に掲げる各号のいずれかに該当する選挙区は、当選人を定めることができない。

- (1) 第97条第1項又は第2項若しくは第98条第2項の規定に該当する投票区のあるとき、第101条第2項の開票の結果、違反又は異状のある投票数が当選人及び次点者の決定に異動を及ぼす場合

- (2) 第96条の規定により選挙又は投票の無効を判定した投票区のある場合

- 5 第99条第2項の規定に該当する不在者投票で、第101条第3項の開票の結果、違反又は異状のある投票数が当選人及び次点者の決定に異動を及ぼす場合は、当選人を定めることができない。

(当選人の失格)

第105条 当選人が選挙期日の後に被選挙資格を失ったとき又は推薦届出人及び事務長がその選挙に関し、謹慎以上の懲戒に処せられたときは、当選の効力を失う。

(無投票当選)

第106条 選挙区の選挙管理会は、第88条第1項の規定によって投票を行わないときは、候補者の数が、その選挙で選出する議員の数に等しい場合は選挙の期日に候補者をもって当選人と定め、満たない場合は当選人を定めることができない。

(当選人の告示)

第107条 選挙区の選挙管理会は、当選人が決定したときは、直ちにその氏名を告示し、併せて中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(選挙録の作成)

第108条 選挙区の選挙管理会は、選挙録正副2通を作成し、会長及び選挙区の選挙管理委員全員並びに選挙管理事務長とともに署名押印し、併せてその副本を中央選挙管理委員会に送付しなければならない。

(当選証書の交付)

第109条 選挙区の選挙管理会は、当選人が決定したときは、当選人に当選証書を交付する。

(関係文書の保存)

第110条 投票、不在者投票受付簿、郵便投票に用いた封筒、郵便投票受付簿、仮投票に用いた封筒、選挙録の正本及び投票録は、議員の任期中教務所に保存しなければならない。投票は、有効及び無効を区別するものとする。

(定数不足の処置)

第111条 選挙区の選挙管理会は、当選人がないとき又はなくなったとき若しくは当選人がその選挙において選出する議員の定数に満たないとき又は満たなくなったときは、直ちにその旨を告示し併せて中央選挙管理委員会にこれを報告しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の場合、その事由が第34条第1項第1号によるときは選挙の日から、同条第1項第2号によるときは開票の日から数えて30日以内に、それぞれ再選挙を行わなければならない。

3 第34条第1項第3号によるときはその事由の生じた日から、同条第1項第4号及び第5号によるときは異議の裁決又は判定があった日から数えて40日以内に、それぞれ再選挙を行わなければならない。

4 選挙区の選挙管理会は、前2項の規定による選挙の期日を定めて、宗務総長の承認を得なければならない。

5 宗務総長は、第2項による選挙を行う場合は、再選挙の期日を少なくとも選挙の期日から数えて前20日までに発令し、すみやかに選挙区の選挙管理会に、選挙の期日及び立候補期間を告示させなければならない。

6 宗務総長は、第3項による選挙を行う場合は、再選挙の期日を少なくとも選挙の期日から数えて前25日までに発令し、すみやかに選挙区の選挙管理会に、選挙の期日、名簿の縦覧期間、異議申立期間及び立候補期間を告示させなければ

ならない。

(投票区の再投票)

第112条 選挙区の選挙管理会は、第104条第4項各号のいずれかに該当する場合は、前条の手に準じて、その投票区に対して、すみやかに再投票を命じなければならない。

(全ての投票区の再投票)

第112条の2 選挙区の選挙管理会は、第104条第5項に該当する場合は、直ちにその旨を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けたときは、中央選挙管理委員会は、当該選挙区の選挙管理会に対して、すみやかに全ての投票区の再投票を命じなければならない。この場合、第74条の規定による不在者投票をした者及び第79条から第82条までの規定による郵便投票をした者についても同様とする。

3 前項の再投票は、この条例の投票に関する規定を準用する。

第11章 異議申立及び裁決

(異議申立)

第113条 選挙の効力に関して異議のある選挙人は、選挙区の選挙管理会を相手として、選挙の期日から数えて20日以内に、審問院にその理由を申立て裁決を求めることができる。

第114条 当選の効力に関して異議のある候補者、推薦届出人又は事務長は、当選人又は選挙区の選挙管理会を相手として、選挙の日から20日以内に、審問院にその事由を申立て裁決を求めることができる。

第114条の2 書留郵便で送達できない地域から郵便投票を行うことが許可された者であって、最善の方途をもってしてもなお送達することができず、郵便投票を行えなかったこと、又は郵便投票が第86条第2項の規定により無効と判定されたことを理由として、当該選挙又は当選の無効を申し立てることはできない。

(選挙及び当選の無効の裁決又は判定)

第115条 審問院は、選挙の効力に関する異議の申立を受理した場合、選挙の規定に違反した事実があると認めるときは、選挙の結果に異動を及ぼす虞のある場合を限り、その選挙の全部又は一部の無効を裁決し又は判定しなければならない。

第116条 審問院は、当選の効力に関する異議の申立を受理した場合、選挙の規定に違反した事実があると認めるときは、当選の効力の判定又は選挙無効の裁決をしなければならない。

(判定及び裁決の通知)

第117条 宗務総長は、異議申立の判定及び裁決について、審問院から報告を受けた場合、直ちにその旨を宗議会議長に通知しなければならない。

(異議申立の処理)

第118条 審問院は、異議の申立を受理したときは、他の事件の順序にかかわらず、すみやかに裁決しなければならない。

第12章 懲戒

(買収、利害誘導及び投票偽造増減等の非違)

第119条 次の各号に掲げる行為をした者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

- (1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、金品を贈与し、及びこれを受け、若しくは供応をし、及びこれを受け、並びにこれらの約束若しくは申込又は承諾をしたとき
 - (2) 第1号にいう目的と同じ目的で、身分又は財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込又は約束をしたとき
 - (3) 候補者たること若しくは候補者になろうとすることをやめさせる目的で、候補者若しくは候補者になろうとする者に対し、又は当選を辞させる目的で、当選人に対し、及びこれらの目的で、それぞれの所属する寺院、教会に対し、第1号及び第2号の行為をしたとき
 - (4) 第1号にいう目的と同じ目的で、選挙人の所属する寺院、教会に対し金品を贈与したとき
 - (5) 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき
 - (6) 氏名を詐称し又は詐偽の方法をもって、投票し又は投票しようとしたとき
 - (7) 投票を偽造し又はその数を増減したとき
 - (8) 選挙録、投票録又は選挙に関する表簿を変造又は偽造若しくは破棄したとき
- (選挙の自由妨害等の非違)

第120条 次の各号に掲げる行為をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

- (1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人の宅又は居所を訪問し若しくは呼び出すことにより選挙権行使の自由を妨げる如き行為をしたとき
- (2) 第1号にいう目的と同じ目的で、第50条及び第50条の2に定めるもの以外の演説会を開き及び法要その他の集会で演説又は勧誘をしたとき
- (3) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説を妨害し又は選挙の自由を妨害したとき
- (4) 選挙運動をすることができない者に運動行為をさせたとき

(5) 選挙人に、投票のために便宜を供与したとき(名簿の情報の目的外使用等の非違)

第120条の2 第28条の2の規定により提供された名簿の情報を選挙運動以外の目的に使用した者及び当該情報を適切に廃棄しなかった者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

(虚偽事項の公表等の非違)

第121条 次の各号に掲げる行為をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

- (1) 第42条に定める選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、郵便、電報その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示したとき
 - (2) 第1号にいう目的と同じ目的で、候補者の身分又は経歴に関して虚偽の事項を公にしたとき
 - (3) 候補者となるべき者若しくは議員となるべき候補者を予想するための人気投票又は予選をしたとき、及びその結果に基づいて選挙の自由を妨害したとき
- (役職務利用による非違)

第122条 候補者である宗務総長及び参務であつて、自らのための選挙運動をする者を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が選挙運動をしたときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

2 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、組長、副組長並びに査察委員である者が選挙運動をしたときも、また同様とする。

(職権乱用の非違)

第123条 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が、その地位を利用して、これらの役職にある者に対し、選挙運動をし又はさせたときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

(不正郵便投票の非違)

第123条の2 第81条による郵便投票の申請に虚偽があつたとき、又は郵便投票に関して不正があつたときは、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。

(期間外運動の非違)

第124条 第41条に定める期間の後選挙運動をした者は、軽懲戒に処する。

2 立候補届出前に選挙運動をした者も、また同

様とする。

(挨拶行為の非違)

第125条 選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、第119条、第120条及び第121条それぞれの各号のいずれかに該当する行為をした者は、それぞれその本条の定に準じて、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

(暴力による非違)

第126条 投票函又は関係書類を破損し、奪取し、若しくは抑留し、及びその送致並びに保管を妨げた者は、軽懲戒に処する。

2 選挙事務関係者又は施設等に対して、暴行を加えた者もまた同様とする。

(選挙運動者以外の者の運動の非違)

第127条 第42条に定める以外の者が選挙運動をし、若しくはこれに選挙運動をさせた者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

(事務長、選挙事務所及び運動員の設置に関する非違)

第128条 第43条、第44条及び第45条の規定に違反した者は、その軽重に従って、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。

(開票所又は投票所の秩序を乱した非違)

第129条 開票所又は投票所において、演説討論をし若しくは喧噪にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他秩序を乱した者は、謹慎又は譴責に処する。

(職務違反)

第130条 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、選挙管理事務長、投票管理者、投票立会人、教務所長、組長、副組長並びに選挙事務に従事する宗務役員が選挙に関し故意にその職務の執行を怠り又はその職権を乱用して選挙の自由を妨害したときは、軽懲戒又は謹慎に処する。

(非違及び違反事件の処理)

第131条 当選人にかかる本章に掲げる非違行為に関する申告及びその判定は、他の事件の順序にかかわらず、すみやかにこれをするよう努めなければならない。

第13章 補則

(議員の任期の起算)

第132条 議員の任期は、総選挙の期日から起算する。ただし、任期満了による総選挙が議員の任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(達令への委任)

第133条 この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、組織されていた選挙管理会は、この条例により組織されている選挙管理会とみなし、選挙管理会長及び管理委員並びにその補充員であった者は、この条例による選挙管理会長及び管理委員並びにその補充員とみなす。なお、管理委員の任期は、従前就任の日から起算するものとする。

3 1991年6月30日現在、宗議会議員であった者は、この条例により宗議会議員に選出されているものとみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

4 1991年6月30日現在、組織されていた選挙管理審議会は、この条例により組織されている選挙管理審議会とみなし、選挙管理審議会長及び審議員であった者は、この条例による選挙管理審議会長及び審議員とみなす。なお、審議員の任期は、従前就任の日から起算するものとする。

5 教区会議員選挙条例（1986年条例公示第8号）第8条中「宗議会議員選挙条例（1961年条例第99号。以下「宗選条例」という。）」を「宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号。以下「宗選条例」という。）」に、第17条中「宗選条例第90条第2項」を「宗選条例第104条第2項」に、第18条第1項中「教区制（1947年条例第10号）第11条第1項」を「教区制（1991年条例公示第8号）第12条第1項」に、第20条第3項中「宗選条例第26条及び第27条」を「宗選条例第38条及び第39条」に、第21条中「宗選条例第29条から第34条まで並びに第36条及び第39条」を「宗選条例第41条から第46条まで並びに第48条及び第51条」に、第24条中「宗選条例第40条から第73条まで並びに第74条第1項及び第75条」を「宗選条例第52条から第88条まで並びに第89条第1項及び第90条」に、第25条中「宗選条例第76条から第89条まで」を「宗選条例第91条から第103条まで」に、第26条中「宗選条例第90条から第92条まで」を「宗選条例第104条から第106条まで」に、「同条例第90条第1項及び第2項」を「同条例第104条第1項及び第2項」に、第29条中「宗選条例第96条から第98条まで」を「宗選条例第110条から第112条まで」に、

「同条例第97条第3項」を「同条例第111条第3項」に、第30条中「宗選条例第99条から第103条まで及び第105条」を「宗選条例第113条から第116条まで及び第118条」に、第31条中「宗選条例第106条から第108条まで及び第110条から第118条まで」を「宗選条例第119条から第121条まで及び第123条から第131条まで」に、それぞれ改める。

附 則 (1993年6月21日条例公示第6号)
この条例は、1993年7月1日から施行する。

附 則 (1997年6月13日条例公示第3号)
この条例は、1997年7月1日から施行する。

- 附 則 (2000年6月27日条例公示第1号)
- 1 この条例は、2001年7月1日から施行する。
 - 2 第7条の2第1項に規定する中央選挙管理委員会の委員の選定の手続は、前項に定める施行日前にこれを行うことができる。

附 則 (2004年6月28日条例公示第2号)
この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則 (2005年6月28日条例公示第2号)
この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則 (2006年6月28日条例公示第1号)
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2007年6月28日条例公示第2号)
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2008年6月27日条例公示第1号)
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2009年6月29日条例公示第1号)
この条例は、2009年7月1日から施行する。

附 則 (2013年6月28日条例公示第1号)
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2016年6月24日条例公示第3号)
この条例は、2017年7月1日から施行する。
ただし、第8条、第11条及び第19条の2の規定は、公示の日から施行する。

附 則 (2017年6月28日条例公示第2号)
この条例は、2017年7月1日から施行する。

附 則 (2018年6月25日条例公示第1号)
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則 (2018年6月25日条例公示第3号) 抄
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日条例公示第1号) 抄
この条例は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日条例公示第1号) 抄
この条例は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第1号) 抄
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第2号)

この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2022年6月28日条例公示第1号) 抄
この条例は、2022年7月1日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条例公示第1号) 抄
この条例は、2023年7月1日から施行する。

附 則 (2024年6月28日条例公示第3号) 抄
この条例は、2024年7月1日から施行する。

別表第1 (第5条)

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙する議員の数
北海道	北海道教区	4人
東北	東北教区	3人
東京	東京教区	3人
新潟	新潟教区	5人
富山	富山教区	5人
能登	能登教区	3人
金沢	金沢教区	3人
小松大聖寺	小松大聖寺教区	2人
福井	福井教区	2人
岐阜高山	岐阜高山教区	3人
大垣	大垣教区	3人
岡崎	岡崎教区	3人
名古屋	名古屋教区	5人
三重	三重教区	1人
京都	京都教区	6人
大阪	大阪教区	4人
山陽	山陽教区	2人
四国	四国教区	1人
九州	九州教区	7人

別表第2 (第6条)

所属する選挙区	投票区の名称	投票の区域	投票所を設置する地域
北海道	函館	第1組	函館市
	檜山	第2組	二海郡八雲町
	蘭越	南第3組	磯谷郡蘭越町
	小樽	北第3組	小樽市
	札幌	第4・8組	札幌市
	滝川	第5組	滝川市
	富良野	第6組	富良野市
	岩見沢	第7組	岩見沢市
	室蘭	第9組	室蘭市
	日高	第10組	日高郡
	深川	第11組	深川市
	留萌	第12組	苫前郡
	名寄	第13組	名寄市
	稚内	第14組	稚内市
	紋別	第15組	紋別市
	旭川	第16組	旭川市
	十勝	第17・18組	帯広市
	網走	第19組	網走郡
	釧路	第20組	釧路市
東北	津軽	青森県第1組	北津軽郡坂柳町
	青森	青森県第2組	青森市
	野辺地	青森県第3組	上北郡野辺地町
	能代	秋田県北組	能代市
	秋田	秋田県中央・西組	秋田市
	六郷	秋田県南組	仙北郡美郷町
	山形	山形第1・2・4組	山形市
	米沢	山形第3組	米沢市
	村山	山形第5・6・7組	村山市
	酒田	山形第8・9・10組	酒田市
東京	盛岡	盛岡組	盛岡市
	花巻	花巻組	花巻市
	気仙	気仙組	大船渡市
	仙台	仙台・仙南組	仙台市
	会津	会津組	会津若松市
	中	中組	二本松市
	浜	浜組	双葉郡浪江町
	坂東	茨城1組	坂東市
	水戸	茨城2組	水戸市
	群馬	群馬組	前橋市
栃木	栃木組	宇都宮市	
東京	埼玉・千葉組、東京1・2・3・4・5・6・7・8組	東京都台東区	

神奈川	山梨	山梨組	横濱市
	山梨	山梨組	甲府市
	長野	長野1・2・3・4組	長野市
	中南信	長野5・6組	東京都練馬区
新潟	長岡	第10・14・24組、中越11・12・13組	長岡市
	三条	第15・16・18組	三条市
	新潟	第17・19・20・21・22・23組	新潟市
	佐渡	佐渡組	三条市
	高田	第1・2・3・4・5・6・7・8組、高田11・12・13組	上越市
富山	富山	第9・10・11組	富山市
	黒部	第12・13組	黒部市
	砺波	第1・2・3・4組	砺波市
	高岡	第5・6・7・8組	高岡市
能登	羽咋	第1・2・3・浜方・三山方・4組	羽咋市
	鳳至	第5・6・7組、鶴川・穴水組	鳳珠郡穴水町
	珠洲	第8・10組	珠洲市
	七尾	第11・12・13・14組	七尾市
金沢	金沢	金沢教区全域	金沢市
小松大聖寺	小松	第2組	小松市
	大聖寺	第1組	加賀市
福井	福井	第1・2・3・4・5・6・8・9・10組	福井市
	大野	第7組	大野市
岐阜高山	高山	高山1・2組、吉城・清見・益田・朝日高根組	高山市
	荏白川	荏白川組	大野郡白川村
	岐阜	第1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11組	岐阜市
	東濃郡上	第12・16組	多治見市
大垣	大垣	第1・2・3・4・5・6・7・10・11組	大垣市
	揖斐	第8・9組	揖斐郡揖斐川町
	養老海津	第12・13・14・15組	養老郡養老町
岡崎	岡崎	第1・2・3・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・23・30組、幸田・六ツ美組	岡崎市
	豊橋	第4・5・6組	豊橋市
	豊田	第24・25・26・27・28組、高岡・松平組	豊田市
	静岡	第31・32・33・34・35組	静岡市
	名古屋	名古屋	第1・2・3・15・17・18・19・20・21・22・23・25・26・30・31・32組
一宮		第4・5・6・7・8・9・16・24・28・29組	一宮市
三重	津島	第10・11・12・13・14・27組	津島市
	桑名	桑名・長島・員弁・三講・三重・四日市組	桑名市
	津松阪	中勢1・2組、伊賀組	津市
京都	長浜	南勢1・2組	松阪市
	長浜	長浜第12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24組	長浜市
	敦賀	敦賀組	敦賀市
	若狭	若狭第1・2組	小浜市
	京都	近江第1・2・3・4・5組、山城第1・2・3・4・5組	京都市下京区
	湖東	近江第6・7・8・9・10・11組	東近江市
	湖西	近江第25東・25西・26組	高島市
	丹波	丹波第1・2組	南丹市
	但馬	丹波第3組、但馬組	福知山市
	山陰	因伯・出雲組	松江市
石見	石東・石西組	浜田市	
大阪	奈良	第24・25・26・27組	大和高田市

(第四編) 宗議會議員選挙条例

(第四編) 宗議會議員選挙条例

	大阪	第1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23組	大阪市
山陽	神戸	神戸組 第6組	神戸市兵庫区
	姫路	第1・2・3・4・5・7組 赤穂組	姫路市
	福山	備後組	福山市
	広島	安芸南組	広島市
四国	山陽	美作・備中・芸備・安芸北組	姫路市
	高松	東讃第一・東讃・中讃・西讃組	高松市
九州	四国	東予・松山・宇和島・阿波・土佐組	高松市
	四日市	宇佐・豊前中津・京都・田川・日田珠組	宇佐市
	大分	大分東・大分別府・奥豊後組	大分市
	筑前	福岡組	福岡市
	久留米	久留米三井・三井西・浮羽・八女・三潁・山門西・山門東・唐津組	久留米市
	大牟田	大牟田三池組	大牟田市
	長崎	長崎組	長崎市
	熊本	熊本中・熊本北・熊本西・熊本南組	熊本市
	阿蘇	熊本東組	阿蘇市
鹿児島	鹿児島組	鹿児島市	
宮崎	宮崎組	都城市	

別表第3 (第79条)

所属する選挙区 郵便投票を行う投票区

東京選挙区	中南信投票区
新潟 同	佐渡 同
山陽 同	山陽 同
四国 同	四国 同

別表第4 (第80条)

選挙区	投票区	組	郵便による投票を行う選挙人の属する寺院・教会	所在地	備考		
北海道	檜山	第2組	法隆寺	奥尻郡奥尻町青苗			
			順行寺	同 同 宮津			
	留萌	第12組	興徳寺	苫前郡阿瀬町天売			
			稚内	第14組	本浄寺	利尻郡利尻富士町鷺泊	
					大安寺	同 利尻町杵形	
					西圓寺	同 同 仙法志	
					眞立寺	同 利尻富士町鬼脇	
					共同寺	同 同 同	
					禮香寺	礼文郡礼文町香深村	
					北教寺	同 同 船泊村	
東北	津軽	青森県第1組	西願寺	青森県北津軽郡中泊町小泊			
			願龍寺	同 五所川原市十三古中道			
	野辺地	青森県第3組	法性寺	同 下北郡佐井村佐井			
			法香寺	同 同 大間町大間			
			憶念寺	同 むつ市川内町川内			
			正覺寺	同 同 脇野沢桂沢			
	酒田	山形第8組	圓稱寺	山形県最上郡金山町金山 ◆12月1日から翌年4月30日まで			

東京	盛岡	盛岡組	應住寺	同 同 最上町本城	◆同
			顯行寺	同 同 鮎川村京塚	◆同
			光明寺	同 同 大蔵村清水	◆同
	花巻	花巻組	善林寺	岩手県宮古市光岸地	
			永光寺	同 同 田代	
			松江寺	同 下閉伊郡山田町八幡町	
	会津	会津組	寂靜寺	同 一関市花泉町油島	
			碧祥寺	同 和賀郡西和賀町沢内太田	
	中	中組	寶樹寺	同 釜石市天神町	
			光源寺	同 東白川郡矢祭町東館山野井	
	浜	浜組	法林寺	同 同 同 小田川	
			淨願寺	同 いわき市三和町中三坂	
水戸	茨城2組	寶善寺	茨城県神栖市波崎		
		西円寺	同 潮来市潮来		
		照願寺	同 常陸大宮市鷺子		
		宗圓寺	同 同 同		
		法龍寺	同 久慈郡大子町上金沢		
栃木	栃木組	林照寺	栃木県日光市足尾町		
		專徳寺	同 同 同		
東京	埼玉組	西廣寺	埼玉県本庄市		
		千葉組	勝善寺	千葉県南房総市二部	
			福藏寺	同 安房郡鋸南町岩井袋	
東京	神奈川	湘南組	圓龍寺	同 富津市花香谷	
			萬福寺	神奈川県足柄下郡箱根町	
	長野	長野1組	本光寺	同 足柄上郡開成町宮台	
			淨蓮寺	長野県長野市山田中 ■12月1日から翌年3月31日まで	
		長野4組	專勝寺	同 同 戸隠豊岡	■同
			妙福寺	同 上水内郡飯綱町芋川	■同
			正定寺	同 同 同 赤塩	■同
			德満寺	同 同 同 牟礼	■同
			證念寺	同 同 同 同	■同
			玉蓮寺	同 同 同 小玉	■同
			願法寺	同 同 同 古町	■同
			悲願寺	同 同 同 黒川	■同
			佛性寺	同 同 信濃町穂波	■同
			行善寺	同 同 同 古間	■同
			新潟	長岡	第14組
西永寺	同 十日町市上野	■同			
第24組	榮行寺	同 同 水口沢		■同	
	正念寺	同 同 神明町		■同	
	最勝寺	同 同 同		■同	
	專明寺	同 魚沼市和田		■同	
	萬行寺	同 魚沼市中島		■同	

(第四編) 宗議會議員選挙条例

(第四編) 宗議會議員選挙条例

(第四編) 宗議会議員選挙条例

京都	高田	第3組	極樂寺	同	南魚沼市六日町	■同	
			淨念寺	同	上越市名立区小田島	■同	
			第7組	聞稱寺	同	同 大谷	■同
		淨嚴寺		同	同 桶海	■同	
		高田11組	法定寺	同	同 浦川原区法定寺	■同	
			通願寺	同	同 同 坪野	■同	
			高德寺	同	同 安塚区坊金	■同	
			妙玄寺	同	同 同 真荻平	■同	
			高源寺	同	同 大島区仁上	■同	
			真養寺	同	同 同 同	■同	
			了慧寺	同	同 同 上達	■同	
	照源寺	同	同 同 嶺	■同			
	大嚴寺	同	十日町市浦田	■同			
	小松大聖寺	小松	第2組	東林寺	石川県白山市桑島 ■12月1日から翌年3月31日まで		
				聖得寺	同	同 白峰	■同
				行勸寺	同	同 同	■同
				林西寺	同	同 同	■同
				真成寺	同	同 同	■同
	福井	大野	第7組	威徳寺	岐阜県郡上市白鳥町石徹白		
圓周寺				同	同 同 同		
岐阜高山	岐阜	第2組	源了寺	同 関市板取 ■12月1日から翌年3月31日まで			
			龍泉寺	同	同 同	■同	
	東濃	第12組	靈仙寺	同	恵那市中野方町	■同	
		第16組	法誓寺	同	加茂郡八百津町久田見	■同	
		郡上	第13組	眞觀寺	同	郡上市高鷲町鮎立	■同
	第15組		養泉寺	同	同 明宝大谷	■同	
	京都	丹波	丹波第1組	最尊寺	京都府南丹市美山町鶴ヶ丘		
唯然寺				同	同 同 高野	■同	
満林寺				同	同 同 同	■同	
善西寺				同	同 同 大野	■同	
正願寺				同	同 同 島	■同	
頓乗寺				同	同 同 下吉田	■同	
西乗寺				同	同 同 下平屋	■同	
教誓寺				同	同 同 上平屋	■同	
正覺寺				同	同 同 安掛	■同	
覺了寺				同	同 同 荒倉	■同	
光瑞寺				同	同 同 内久保	■同	
最勝寺				同	同 同 佐々里	■同	
山陰				出雲組	蓮光寺	島根県隠岐郡隠岐の島町西町	
		海土教会	同		同 海土町海土		
大阪	大阪	第23組	淨泉寺	和歌山県新宮市新宮			
		第6組	淨泉寺	兵庫県洲本市深町四丁目			

山陽	神戸	備後組	重恩寺	同	南あわじ市福良	
			永願寺	同	同 阿那賀	
山陽	福山	安芸南組	明行寺	広島県世羅郡世羅町賀茂		
			教專寺	山口県岩国市美和町西畑		
			弘誓寺	同	同 同 佐坂	
山陽	広島	安芸南組	西榮寺	同	同 柱島	
			光顯寺	香川県三豊市山本町大野		
			養林寺	同	同 同 同	
四国	高松	西讃組	真宗寺	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷		
			善行寺	同	西海市崎戸町江島	
九州	長崎	長崎組	淨専寺	同	同 同 平島	
			憶念寺	同	南松浦郡新上五島町有川郷	
			鎮道寺	熊本県天草郡北町富岡		
			興教寺	同	同 坂瀬川字中郷	
	熊本	熊本西組	光蓮寺	同 天草市佐伊津町		
			東光寺	同	同 淨御町	
			正教寺	同	同 新町碓石字毛生	
			安養寺	同	同 河浦町河浦	
			直入寺	同	同 同 崎津	
			了蓮寺	同	阿蘇郡高森町上色見 ■12月1日から翌年3月31日まで	
阿蘇	熊本東組	光西寺	同	上益城郡山都町阿柏	■同	
		玄德寺	同	阿蘇郡隈内小国町中原	■同	
		明蓮寺	同	同 同 満願寺	■同	
		玉岑寺	同	同 小国町北里	■同	
		長蓮寺	同	同 同 宮原	■同	
鹿児島	鹿児島組	徳船寺	鹿児島県薩摩川内市鹿島町藪牟田			
		長光寺	同	同 下飯町長浜		
		大照寺	同	同 同 手打		
		西淨寺	同	同 同 瀬々野浦		
		真光寺	同	出水郡長島町獅子島		
		正覺寺	同	同 同 浦底		
		萬徳寺	同	西之表市西之表		
		願船寺	同	熊本郡屋久島町一湊		
宮崎	宮崎組	大島寺	奄美市名瀬伊津留町			
		真教寺	沖縄県那覇市西二丁目			
		光勝寺	宮崎県延岡市中央通二丁目			
		誓敬寺	同	同 大貫町四丁目		
		永覺寺	同	同 伊形町		
		觀音寺	同	西臼杵郡高千穂町田原		
		昭光寺	同	児湯郡川南町川南		
報徳寺	同	東諸県郡綾町南俣				

(第四編) 宗議会議員選挙条例